様式第３号（第７条関係）

平戸市お試し住宅利用に係る誓約書

平戸市長　　様

１　利用するお試し住宅　　□新町お試し住宅

２　尊守事項及び制限行為

【利用者の遵守事項】

利用者は次に掲げる事項を遵守し、常に善良な管理及び注意をもって利用しなければならない。

(1)　火気の取扱いについては十分注意するとともに、設備、備品等を適切に取り扱うこと。
(2)　ごみ等は、所定の方法により排出すること。
(3)　指定された場所以外へ自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。
(4)　留守、就寝時に施錠する等、住宅を善良に管理すること。
(5)　お試し住宅の利用期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちにお試し住宅の鍵を返却すること。
(6)　前各号に掲げるもののほか住宅の利用に関し、市長の指示に従うこと。

【利用者の制限行為】

利用者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
(2)　増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は敷地内において工作物を設置すること。
(3)　物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
(4)　事業又は営業を行うこと。ただし、テレワーク等を行う場合はこの限りではない。
(5)　興行を行うこと。
(6)　展示会その他これに類する催しを開催すること。
(7)　文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
(8)　宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
(9)　周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
(10)　動物等を飼育又は持ち込むこと。ただし、身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)による盲導犬、介助犬及び聴導犬は除く。
(11) お試し住宅の建物内で喫煙すること。
(12) その他お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

お試し住宅の利用にあたり、上記の尊守事項及び制限行為を守り、適切に利用することを誓約します。

年　　月　　日

申請者　　住所

氏名（署名）